

消費生活
の豆知識

その21

悪質商法いろいろ(若者編)

若者をターゲットにする悪質商法が後を絶ちません。今回はそんな悪質商法をいくつか紹介します。

下で紹介する悪質商法以外にも、海外の宝くじが当たったなどと言って手数料などを請求する「当選商法」や、無料であることを強調して勧誘し、最終的に商品やサービスを契約させる「無料商法」などがあります。被害に遭わないよう、十分に注意してください。

デート商法

販売目的を隠し、故意の間違いメールなどで近づき、言葉巧みに勧誘する手口。異性の感情を利用して契約を迫る。

事例 II メールで知り合った異性から電話があり「近くにいるので会おう」と言う。会うと「宝石を買わないか」と誘われ購入した。後日鑑定してもらうと、購入額にはまるで及ばない安物だった。

キャッチセールス

繁華街や駅で、「アンケート調査です」などと呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、商品やサービスを契約させる手口。

事例 II 路上で声をかけられ、絵の展示会場に連れて行かれた。気に入った絵を聞かれ「あなただけ特別。90万円を60万円にするから買わないか」と4時間にわたって説得され、仕方なく契約した。

マルチ商法

販売組織の加入者が新たに加入者を誘い、その販売組織に加入させることにより、マージンを得る仕組み。

事例 II 大学の先輩に「良いアルバイトがある」と誘われて説明会に行った。誰かを勧誘すると簡単に自分の利益が得られると言われ代理店になった。しかし、実際にはなかなか新規勧誘できず、代理店になるための借金だけが残った。

生活情報センター(アトレ6階)

休館日 II 火曜日
☎226-7066

どうしよう?
と思ったら

市民相談案内

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事	広聴課 ☎224-5022
行政・法律・多重債務	
税金・年金	
不動産・登記	
建築・住宅修繕	
マンション管理	
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待	子育て支援課 ☎224-5821
ひとり親家庭	
教育全般	リバーラ ☎234-8333
いじめ直通電話	リバーラ ☎234-8336
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ	保健予防課 ☎227-5102
うつ・アルコール	
健康・不妊・不育症	健康づくり支援課 ☎224-8611
人権	さいたま地方法務局川越支局 ☎243-3824
在宅介護・高齢者虐待	高齢者いきがい課 ☎224-5809
障害者	障害者福祉課 ☎224-5785
	☎225-3033
障害者虐待	障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
消費生活	生活情報センター ☎226-7476
結婚・内職・交通事故	市民相談室分室 ☎226-0058
労働・雇用	雇用支援課 ☎227-5776
就職活動	川越しごと支援センター ☎227-5775
外国籍市民	がいのこせましみん ぶんか しんこうか 文化振興課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

PICK-UP

青少年悩みごと相談

少年指導センター ☎224-5724

市内在住・在勤・在学のおおむね30歳未満とその家族からの相談を受け付けています。自分の心と体、友人や家族などの対人関係、学校生活や職場、子どもの非行や不登校など、指導員がさまざまな相談に応じます。相談は無料です。1人で悩まず、気軽に相談してください。

電話・面接相談(☎224-5724)

面接相談は事前の予約が必要です。

日時…月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)、午前10時～午後5時(受け付けは午後4時30分まで)

メール相談

返信には数日かかります。市ホームページまたは右のQRコードから送信してください。

